

令和2年度当初予算編成方針

第1 社会経済情勢と国の動向

国の経済は内閣府の月例経済報告（11/22 公表）によると、「景気は輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとしている。

また、施策については震災からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するために、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～（骨太の方針2019）」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指すことなどを基本的態度としている。具体的には、人口減少・少子高齢化の進行、社会保障と財政の持続可能性、地方経済の活性化などを直面する課題と捉え、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立を目指すとして、人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進や地方創生の推進、財政健全化の推進等を図るべく様々の取組を掲げている。

地方行財政については「歳出改革」等の加速・拡大として「見える化」の徹底・拡大や、AI・ICT等を活用した業務手法の改善、インセンティブ改革の仕組みづくり、地方創生の重要課題に対して取り組む自治体への支援強化、広域的に連携する事業等への財政措置の拡充などを進めるとしており、村もこうした社会・経済情勢や国の動向に的確に対応しつつ、更なる創意工夫と主体的・能動的な姿勢をもって、来年度の予算編成に臨む必要がある。

第2 村の財政状況及び財政見通し

村は、「朝日村総合計画」「朝日村総合戦略」の着実な推進、持続可能な財政運営を図るべく中長期的な財政計画に沿った取組を推進している。

平成30年度決算において、財政の健全性を示す健全化判断指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は数値なし、実質公債費比率は7.6%（県内市町村平均6.0%）で、いずれも早期健全化判断基準を下回り、財政の健全化が堅持されている。しかし、実質公債費比率については繰上償還の実施などにより比率上昇の抑制に努めているが県平均との差は開いてきており、一層の改善努力が必要な状況である。基金については新庁舎建設基金の取崩等によりH30年度末には約18.7億円（内、財政調整基金11億円）となっている。

村の令和2年度の財政見通しは、歳入について、村税は固定資産税の近年の設備・機械投資の抑制や償却資産の減価償却により増収は見込めない状況である。また、消費税率引上げにより地方消費税交付金等の増加要因がある一方、直後の需要変動の平準化対策として軽減税率などの臨時・特別の措置が講じられていることなどを踏まえた想定をする必要がある。

一方歳出面では、消費税引き上げに伴う全世代型の社会保障充実経費の増加や会計年度任用職員制度の導入、防災減災対策強化、公共施設やインフラ施設等の更新需要に多額の費用が見込まれるなか、地方創生による地域・産業の活性化、交通対策など創意工夫による新しい取組の展開を進め、真の住民ニーズに応じていく必要がある。これらを実現するためには事業の選択と集中、より堅実な財政運営が求められる。

第3 予算編成の基本方針

(1) 予算編成の基本姿勢

▼朝日村第6次総合計画に基づく政策の推進

朝日村第6次総合計画を着実に推進するため、基本方針に沿って施策を推進し、重点目標（別添2）の達成に向けて財源と人的資源を重点的に投下する。

《基本方針》

基本戦略1 「魅力にあふれた暮らしたくなる村をつくります」

基本戦略2 「一人ひとりが活躍できる村をつくります」

基本戦略3 「安心して暮らし続けられる村をつくります」

基本戦略4 「未来へつながる村をつくります」

▼健全な財政運営の堅持

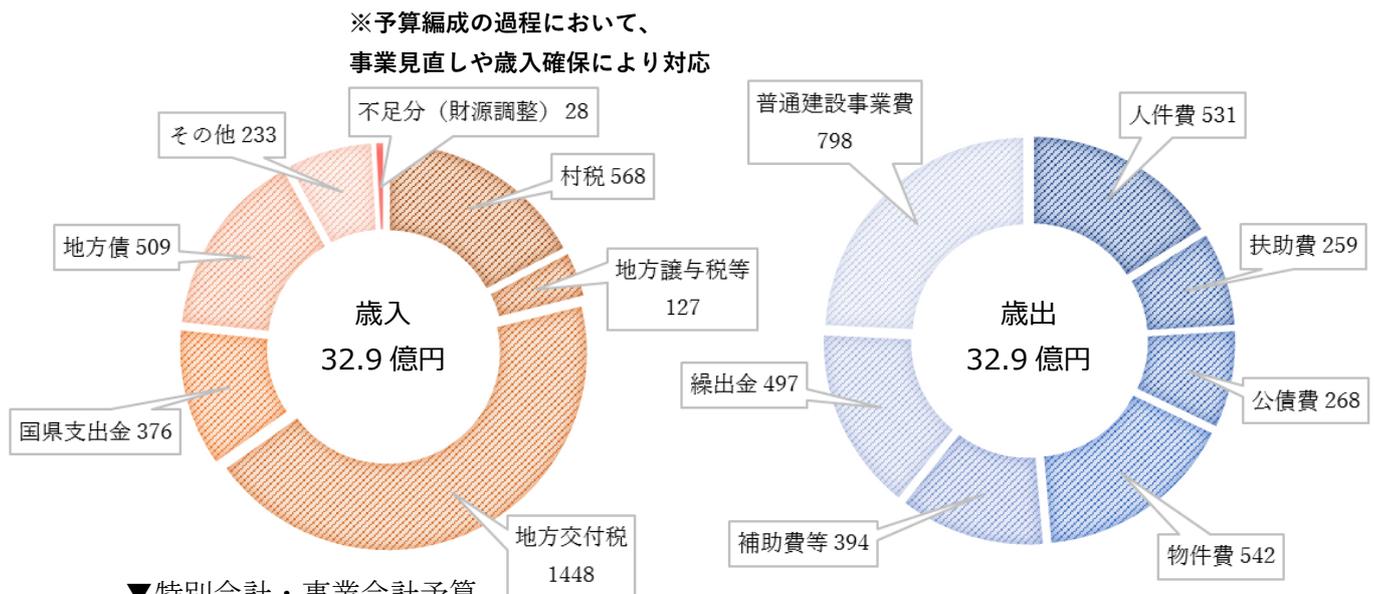
「財政計画 2020」を基軸としつつ、常に変化する社会情勢を的確に捉えた行政サービス所要額を計上するものとし、財源にあっては安易な財政調整基金等の取り崩しや新規債の発行に頼らない健全な財政運営を堅持する。

(2) 予算規模等の考え方

▼一般会計予算

堅実・安定的な財政運営を図るべく、財政計画 2020 で試算した所要見込額を原則、上限とする。また、財政調整基金の取崩により収支ギャップの解消を図っていることから財政計画で見込んだ各事業について必要性を十分に精査すること。また、年度中の補正予算対応については法令・制度改正や災害等の緊急対策等、明確な事由により当初予算に見込めないものに限る。

令和2年度一般会計財政見通し（財政計画 2020 R1.11 仮試算）



▼特別会計・事業会計予算

特別会計・事業会計は原則独立採算の考え方から、一般会計からの繰出金は公費負担すべき基準額の範囲内を原則とし、基準外の繰出しが必要な場合、内容を精査し必要最小限とし、早急な改善対策を講じること。